【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月2日

【発行者名】 日本ビルファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 西川 勉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 日本ビルファンドマネジメント株式会社

取締役運営本部長 三竿 公彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03 (6259) 8681

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下のとおり異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

- 1 本投資法人の主要な関係法人の異動
- (1) 一般事務受託者(投資主名簿等管理人、特別口座管理事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者)の異動
 - ① 変更の理由

本投資法人の投資主名簿等管理人、特別口座管理事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との、住友信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散いたしました。

上記の合併により住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で三井住友信託銀行株式会 社に商号を変更しました。

三井住友信託銀行株式会社は、本投資法人の投資主名簿等管理人、特別口座管理事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者としての中央三井信託銀行株式会社の契約上の地位を平成24年4月1日付をもって承継し、これに伴い三井住友信託銀行株式会社は本投資法人の投資主名簿等管理人、特別口座管理事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者となりました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

- ② 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要
 - (イ) 主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称:三井住友信託銀行株式会社 主要な関係法人でなくなった法人の名称:中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社:平成24年4月1日現在 342,037百万円中央三井信託銀行株式会社:平成24年3月31日現在 399,697百万円

(ハ) 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第117条に定める一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行規則」といいます。)第169条第2項第1号、第3号乃至第5号)として行う①投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、②投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、③投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務、④投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務(ただし、機関運営に関する一般事務受託者に委託しているものを除きます。)、⑤投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、⑥投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務(ただし、機関運営に関する一般事務受託者に委託しているものを除きます。)。

③ 異動の年月日

平成24年4月1日

(2) 資産保管会社の異動

① 変更の理由

本投資法人の資産保管会社である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との、住友信託銀行株式会社を存続会社とする合併により解散いたしました。

上記の合併により住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で三井住友信託銀行株式会 社に商号を変更しました。

三井住友信託銀行株式会社は、本投資法人の資産保管会社としての中央三井信託銀行株式会 社の契約上の地位を平成24年4月1日付をもって承継し、これに伴い三井住友信託銀行株式会 社は本投資法人の資産保管会社となりました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

- ② 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要
 - (イ) 主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称:三井住友信託銀行株式会社 主要な関係法人でなくなった法人の名称:中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社:平成24年4月1日現在 342,037百万円中央三井信託銀行株式会社:平成24年3月31日現在 399,697百万円

(ハ) 関係業務の概要

投信法第208条に定める資産保管会社として行う①資産の保管に係る業務、②資産の保管に係る業務に関連し又は付随する業務。

③ 異動の年月日

平成24年4月1日